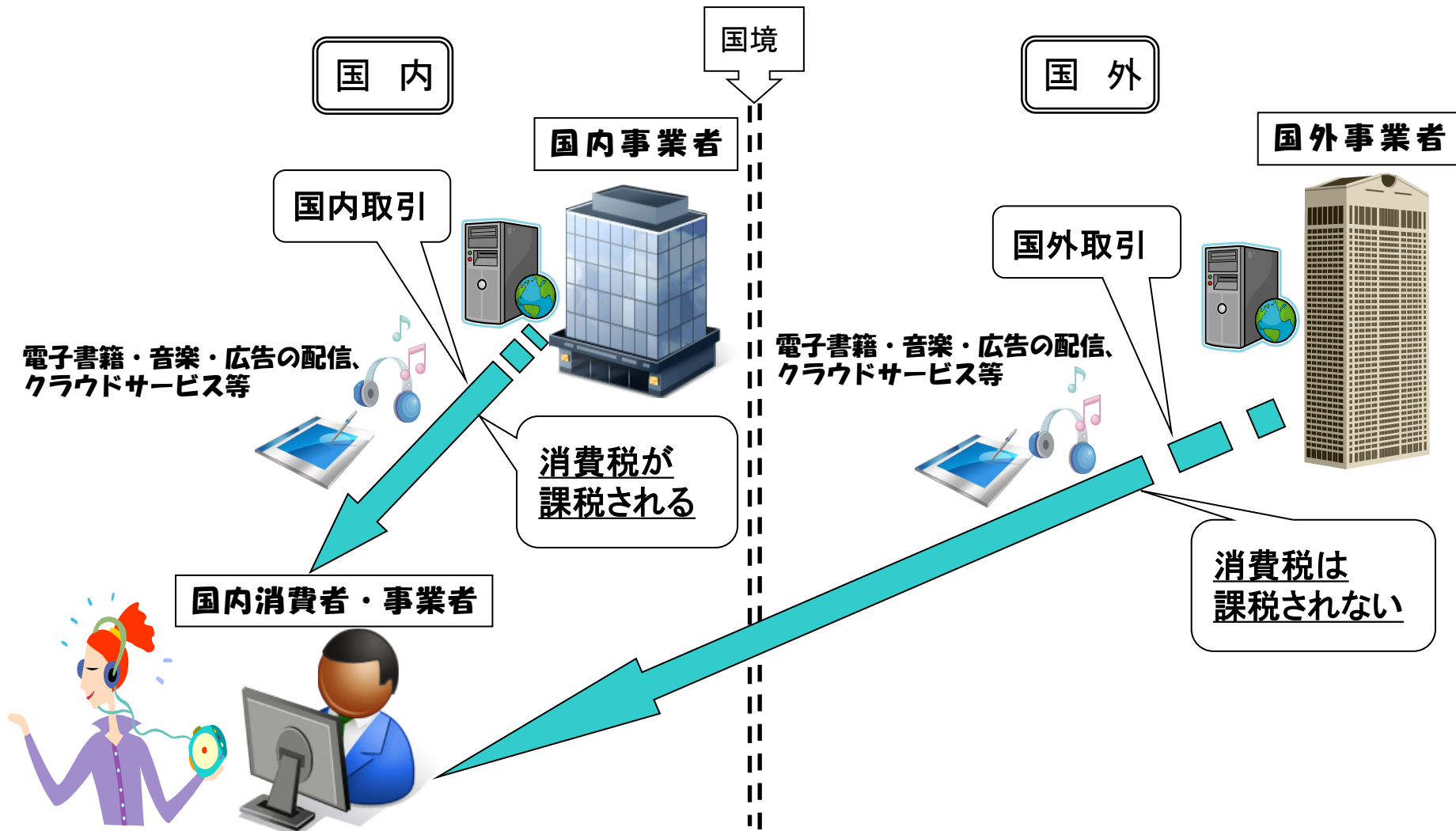


資料

国境を越えた役務の提供に対する現行消費税制度における取扱い

現行制度においては、国境を越えた役務の提供について、国内取引かどうかの判定を、提供者の所在地により行うこととされているため、国内事業者からの役務提供には消費税が課税されるが、国外事業者からの役務提供には消費税が課税されない。

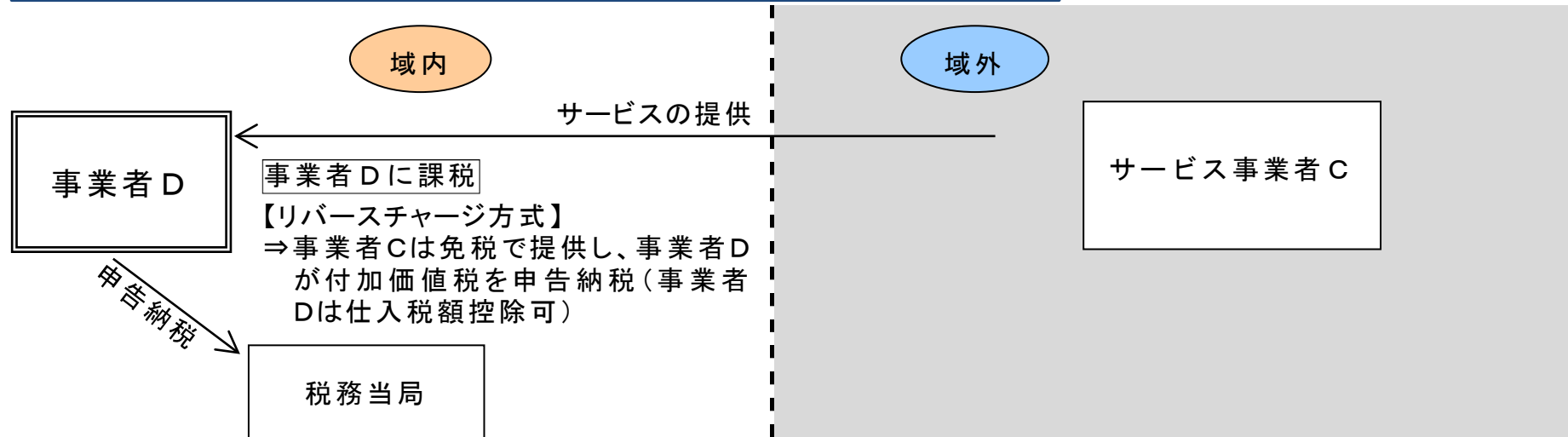


「国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税の在り方に関する研究会」 における基本的な考え方

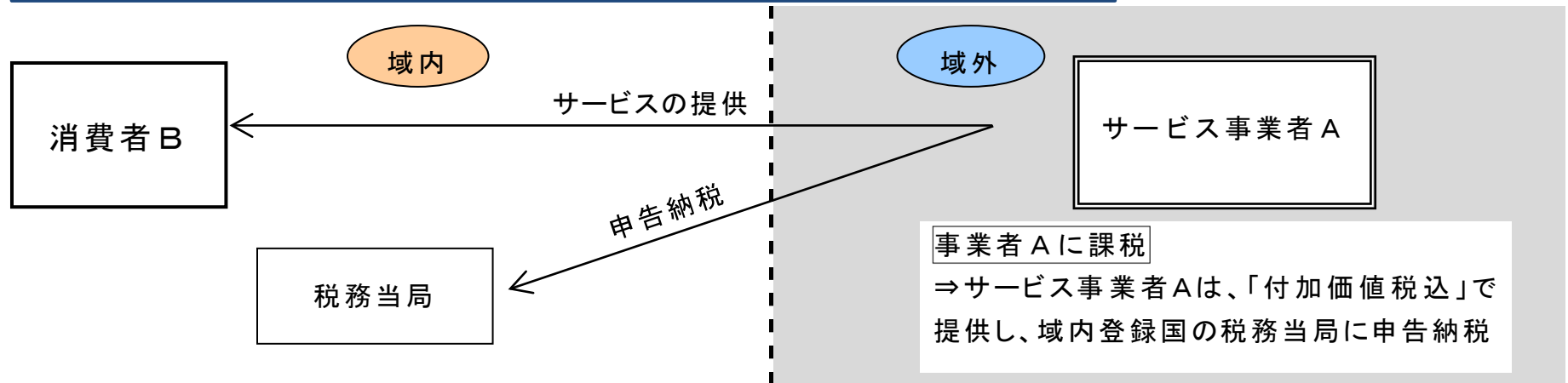
- 我が国の消費税制度においても、欧州諸国と同様、消費に負担を求める消費税の性格に鑑み、実際に消費が行われる場所(仕向地)において課税することを基本としている。
- したがって、電子書籍・音楽・広告の配信や法務サービスなどの役務の提供が国境を越えて行われた場合についても、欧州諸国のように、日本に所在する事業者や消費者が役務の提供を受けた場合は広く国内取引として位置づけることが基本的に望ましい方向性であると考えられる。
- 他方、内外判定基準の変更は、経済活動に与える影響が大きいことから、その具体的な検討にあたっては、現在の制度が経済活動に対する中立性を阻害している程度、制度変更に伴う事業者の追加的な負担の程度、適正な税務執行を確保する観点等を十分踏まえることが不可欠である。

OECDにおける検討を踏まえた欧州諸国における対応状況

BtoB取引: 域内の仕入事業者が申告納税(リバースチャージ方式)



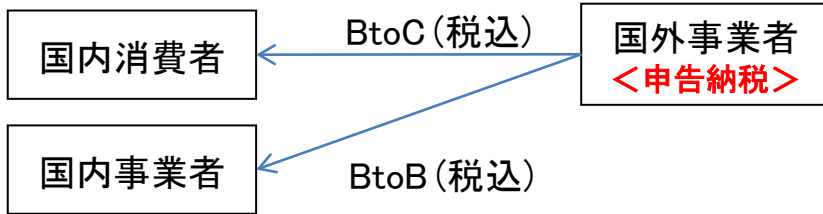
BtoC取引: 域外のサービス事業者が申告納税(課税事業者登録方式)



※EU諸国においては、実務上、課税事業者番号 (VAT-ID) を有している事業者に対する役務提供については、域外事業者が免税で提供し、域内の役務受領者にリバースチャージ義務を課しているが、課税事業者番号を有していない事業者に対する役務提供については、域外事業者に申告納税義務を課している。

昨年11月の国際課税DGに提示した課税方式案の比較

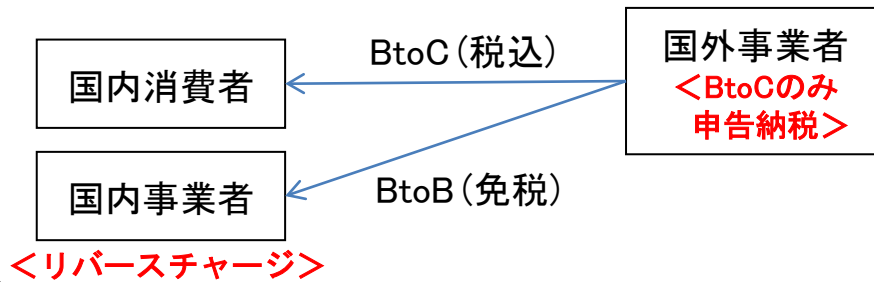
案1：BtoC・BtoBともに国外事業者が申告納税



【課題】

BtoB取引において、執行管轄の及ばない膨大な国外事業者からの適正な納税が行われていない場合であっても当該取引に係る仕入税額控除が適用されるおそれがある。

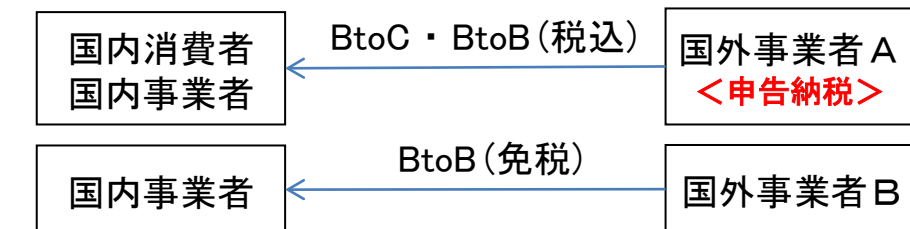
案2：BtoCは国外事業者が申告納税、BtoBは国内事業者がリバースチャージ



【課題】

国外事業者が、取引相手のステータス(事業者か消費者か)を確実に判別できる制度を整備する必要がある。
※EU諸国は課税事業者番号(VAT-ID)を活用。

案3：案1と案2を組み合わせた方式



【課題】

国内事業者は、取引相手が申告納税を行う事業者(※税込での提供となる)か否かを確認する等の事務負担が発生する。

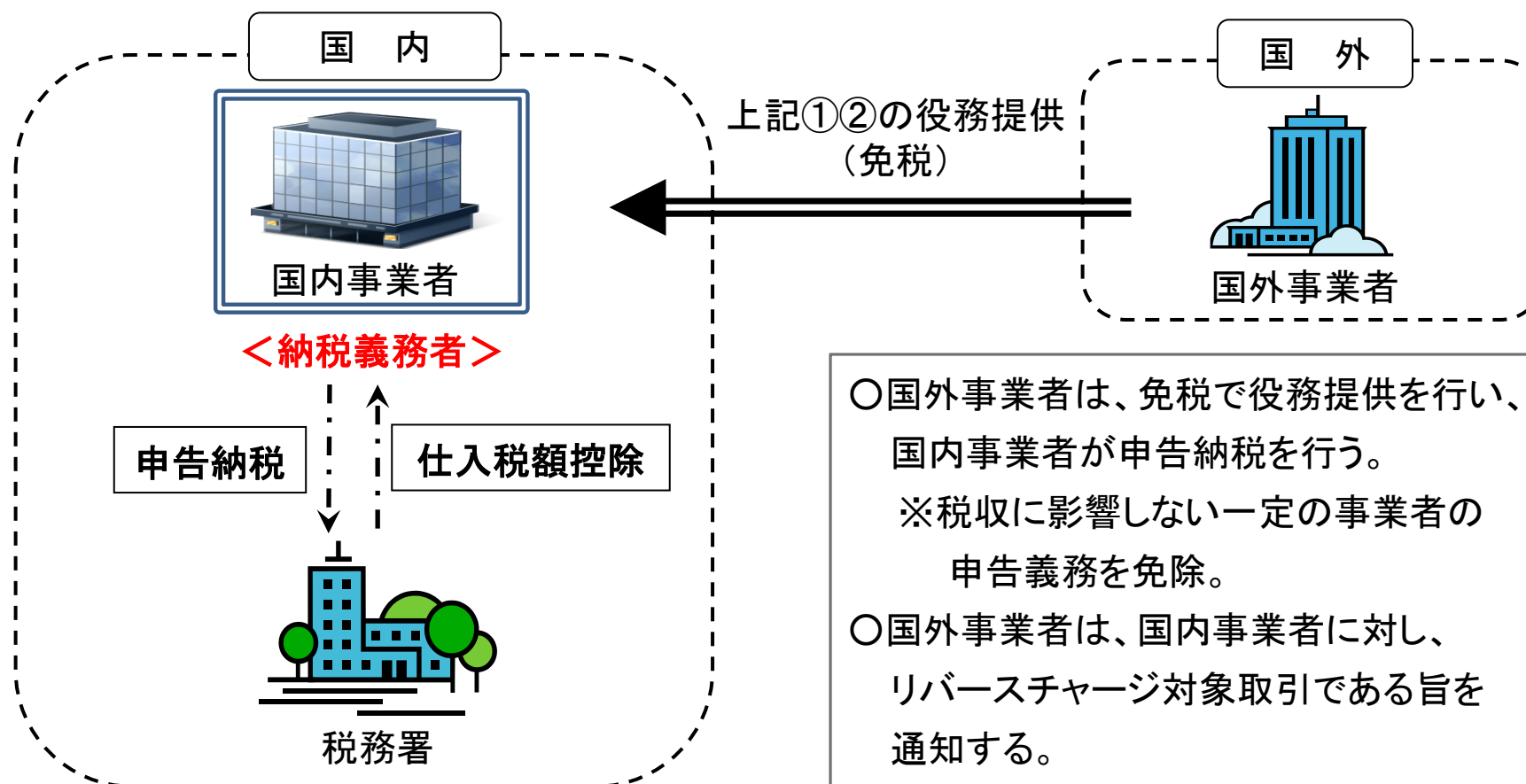
<リバースチャージ> 国外事業者A: 消費者向け役務提供を一部でも行う事業者
国外事業者B: 事業者向け役務提供しか行わない事業者

※案2及び案3においては、税負担額に影響がない場合も含め、国内事業者の申告実務に影響を及ぼすことに留意。

(案3'-I)事業者向け取引に係る課税方式(リバースチャージ方式)

国外事業者が行う以下の役務提供について、国内事業者に申告納税義務を課す方式

- ①性質から見て通常事業者向けのもの(広告配信・法務サービス等)
- ②消費者・事業者双方に提供されているもの(クラウドサービス等)で、取引条件等から事業者向けであることが明らかな取引



(案3'-II) 消費者向け取引に係る課税方式(国外事業者申告納税方式)

国外事業者が行う以下の役務提供について、国外事業者に申告納税義務を課す方式

- ①性質から見て通常消費者向けのもの(電子書籍・音楽の配信等)
- ②消費者・事業者双方に提供されているもの(クラウドサービス等)で、取引条件等から事業者向けであることが明らかでない取引

